

監査に関する品質管理基準(案)

一 目的

本基準は、監査基準と一体として適用されるものであり、財務諸表の監査を実施する監査事務所及び監査実施者に、監査業務の質を合理的に確保することを求めるものである。

(注) 1 監査基準における監査人は、本基準における監査事務所及び監査実施の責任者からなる。

2 監査事務所とは、個人事務所及び監査法人をいう。

3 監査実施者とは、監査実施の責任者及び補助者をいう。

二 品質管理のシステムの整備及び運用

- 1 監査事務所は、監査業務の質を合理的に確保するために、監査の受任から、監査の計画、監査の実施及び監査報告書の発行に至る品質管理のシステムを適切に整備し、運用しなければならない。
- 2 監査実施者は、監査事務所が設けた品質管理のシステムに準拠して、監査業務を行わなければならない。
- 3 監査事務所は、品質管理のシステムの整備及び運用の状況を適切に記録し、保存するための方針及び手続を定め、それらを遵守させなければならない。

三 品質管理のシステムの構成

監査事務所は、少なくとも、(1)品質管理に関する責任者の明確化、(2)監査事務所及び監査実施者による職業倫理及び独立性の維持、(3)監査の受任及び契約の更新、(4)監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任、(5)業務の実施、(6)品質管理のシステムの監視及び監査業務の検証、に関する方針及び手続からなる品質管理のシステムを設けなければならない。

四 品質管理に関する責任者の明確化

- 1 監査事務所は、品質管理に関する適切な方針及び手続を定め、品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任を負わなければならない。

- 2 監査事務所は、品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任者を明確にしなければならない。
- 3 監査実施の責任者は、監査事務所が定める品質管理の方針及び手続に準拠して監査を実施する責任を負わなければならない。

五 監査事務所及び監査実施者による職業倫理及び独立性の維持

(一) 職業倫理

- 1 監査事務所は、監査事務所及び監査実施者による職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定め、遵守させなければならない。
- 2 監査実施の責任者は、監査事務所の定める職業倫理の遵守に関する方針及び手続を遵守するとともに、補助者が遵守していることを確かめなければならない。

(二) 独立性

- 1 監査事務所は、監査事務所及び監査実施者による独立性が適切に確保されるための方針及び手続を定め、遵守させなければならない。
- 2 監査実施の責任者は、監査事務所の定める独立性の確保に関する方針及び手続を遵守するとともに、補助者が遵守していることを確かめなければならない。

六 監査業務の受任及び契約の更新

- 1 監査事務所は、監査業務の受任及び契約の更新の判断に関する方針及び手続を定め、監査業務の受任及び更新により監査事務所が負うリスクを検討するとともに、監査業務に適した監査事務所の規模及び能力、並びに、監査実施者の能力及び経験を勘案し、監査業務の受任及び契約の更新の是非を適切に判断しなければならない。
- 2 監査実施の責任者は、監査事務所の定める方針及び手続に従って、監査業務の受任及び契約の更新の判断が行われていること、並びにその判断が適切であることを確かめなければならない。

七 監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任

- 1 監査事務所は、監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任に関する方針及び手続を定め、監査業務を実施するために必要な能力、経験及び求められる職業倫理を備えた監査実施者を確保しなければならない。

- 2 監査事務所は、監査実施者の選任に関する方針及び手続を定め、企業の事業内容等に応じた適切な監査を実施するための能力、経験及び独立性を有するとともに、監査業務に十分な時間を確保できる監査実施者を選任しなければならない。
- 3 監査実施の責任者は、監査業務に必要な能力、経験及び独立性を有するとともに、十分な時間を確保できる補助者を選任しなければならない。

八 業務の実施

(一) 監査業務の実施

- 1 監査事務所は、監査業務の実施に関する品質管理の方針及び手続を定め、監査に必要な情報及び技法を蓄積し、監査実施者に適時かつ的確に情報を伝達するとともに、適切な指示及び指導を行う体制を整備し、監査業務の品質が一定に保たれるようにしなければならない。
- 2 監査事務所は、監査業務の実施に関する品質管理の方針及び手続に、監査手続の遂行、監督及び査閲の手順と方法、監査調書としての記録及び保存の方法等に関する適切な規程を含めなければならない。
- 3 監査実施の責任者は、監査事務所の定める、監査業務の実施に関する品質管理の方針及び手続に従って、補助者に対し適切な指示及び監督を行い、監査調書が適切に作成されているかを確かめなければならない。
- 4 監査実施の責任者は、監査意見の表明に先立ち、監査調書の内容が適切に反映されているかを監査実施者との間で確かめなければならない。

(二) 意見の照会

- 1 監査事務所は、監査事務所内外の適切な者に対する専門的な意見の照会に関する方針及び手続を定め、監査実施者がそれらを遵守し、照会の結果を監査の実施及び判断において十分に検討していることを確かめなければならない。
- 2 監査実施の責任者は、監査事務所の定める方針及び手続に従い、監査事務所内外の適切な者に対して意見を照会した場合には、その内容及び結果を適切に記録し、監査の実施及び判断において十分に検討しなければならない。

(注)専門的な意見の照会とは、監査実施者が監査事務所内外の弁護士、不動産鑑定士、年金数理人、情報処理技術者等の適切な知識及び経験を有する者及び監査事務所の調査部門等に対して依頼し、専門的な事項に関する見解を得ることをいう。

(三) 監査上の判断の相違

- 1 監査事務所は、監査実施者間又は監査実施者と監査業務に係る審査の担当者等との間の判断の相違を解決するために必要な方針及び手続を定め、監査実施の責任者が判断の相違を適切に解決していることを確かめなければならない。
- 2 監査事務所は、監査実施者と監査業務に係る審査の担当者等との間の判断の相違が解決しない限り、監査意見を表明してはならない。
- 3 監査実施の責任者は、監査事務所の定める方針及び手続に従って、監査実施者間又は監査実施者と監査業務に係る審査の担当者等との間の判断の相違を解決しなければならない。

(注)監査業務に係る審査とは、十分な経験及び正当な権限を有する適格者が、監査実施者が行った重要な判断及び監査意見の形成の適切性を、客観的に評価することをいう。

(四) 監査業務に係る審査

- 1 監査事務所は、監査業務に係る審査に関する方針及び手続を定め、監査手続、監査上の判断及び監査意見の形成について、企業の経営状況等に応じた適切な審査が行われていることを確かめなければならない。
- 2 監査事務所及び審査の担当者は、監査事務所の定める方針及び手続に従って、監査業務に係る審査の内容及び結論を、監査調書として記録及び保存しなければならない。

九 品質管理のシステムの監視及び監査業務の検証

- 1 監査事務所は、品質管理のシステムの日常的監視及び監査業務の定期的な検証に関する方針及び手続を定め、それらが遵守されていることを確かめなければならない。
- 2 監査事務所は、品質管理のシステム及び監査業務の監視の結果が適切に検証され、発見された欠陥に対する改善事項が、品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任者、監査実施の責任者等に伝えられ、必要な是正措置が講じられていることを確かめなければならない。
- 3 監査実施の責任者は、指摘された欠陥が監査意見の適切な形成に影響を与えていないこと、及び的確な是正措置が講じられたかどうかを確かめなければならない。
- 4 監査事務所は、監査業務に係る監査実施者の不適切な行為、判断並びに意見表明、関連する法令に対する違反及び監査事務所の定める品質管理のシステムからの逸脱等に

関して、監査事務所内外からもたらされる情報に対処するための方針及び手続を定め、それらが遵守されていることを確かめなければならない。

十 監査事務所間の引継

- 1 監査事務所は、後任の監査事務所への引継に関する方針及び手続を定め、それらが遵守されていることを確かめなければならない。なお、不正な報告に係る情報又は状況を把握していた場合には、後任の監査事務所に、それらを伝達しなければならない。
- 2 監査事務所は、前任の監査事務所からの引継に関する方針及び手続を定め、それらが遵守されていることを確かめなければならない。

十一 共同監査

監査事務所及び監査実施者は、複数の監査事務所が共同して監査を行う場合には、他の監査事務所の品質管理のシステムが、本基準に準拠し、適切に整備・運用されているかどうかを検討し、他の監査事務所の品質管理のシステムが不十分であると認められる場合には、適切な監査業務の質を確保するために必要な措置を講じることを求めなければならない。

十二 中間監査への準用

本基準は、中間監査について準用する。